

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（公道を走行しない特殊自動車の排出ガス規制）が平成18年4月から施行されている。

法の施行に伴い、特定特殊自動車の型式届出等の審査を経産省、国交省、環境省で行っており、業務の効率化、処理期間の短縮化のため情報管理システムを構築し、平成20年度から運用を開始している。

また、使用燃料の実態調査（排出ガスへの影響等） や普及啓発（パンフレット、キャンペーン等）を継続して行うとともに、現場立入検査の改善のための調査等を行う。

なお、平成20年1月に答申されたディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化に係る中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第九次答申を受け、次期規制に向けた技術基準等の改正に必要な調査・検討を行う。

【国会附帯決議】オフロード特殊自動車については、現在メーカー指定の燃料以外の燃料が広く使用され、排出ガスの性状の悪化をもたらしていると言われていたことから、これらの燃料の使用状況に関する実態調査を早期に行うとともに、適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施すること。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
オフロード法情報管理システムの維持管理			→
普及啓発・現場調査等			→
次期規制等に向けた調査・検討			→

3. 施策の効果

オフロード法情報管理システムの運用で、申請処理の効率化、迅速化  
 使用者への普及啓発等により排出ガス規制の確実な施行を推進

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化により大気環境基準の達成を確実なものへと推進

# オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年4月施行）

これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

## 特殊自動車についてのこれまでの排出ガス規制



公道を走行するもの（オンロード車）  
……道路運送車両法により規制  
公道を走行しないもの（オフロード車）  
……これまで未規制

オフロード車にもオンロード車と同等の規制を導入

## 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

エンジンメーカーの申請

エンジンの型式指定

道路運送車両法との相互利用

車両メーカーの届出

型式指定エンジン搭載車両の届出

車両（新車）に基準適合表示を付す

使用者

基準適合車両の使用

次の買換時に、基準適合表示付き車両を選択  
この部分は平成18年10月施行。  
これ以前に製作されたものは規制対象外。

その他

国による抑制指針の公表、報告徴収、立入検査、基準適合命令 等

## 軽油を燃料とするオフロード特殊自動車の排出ガス規制の強化

将来的な環境基準の達成を確実なものとするために規制強化が必要

・H23年(2011年)～25年(2013年)に、**PMの規制強化を実施(現行から約9割削減)**。  
・定格出力が56kW以上の特殊自動車に対して、H26年(2014年)～27年(2015年)に、**NOxの規制強化を実施(現行から約9割削減)**。

大幅な排出ガスの低減には、排気後処理装置の採用が前提となり、その評価のため、新たな試験方法が必要

次期規制に向け技術基準等の改正に必要な調査・検討を実施